

【査読論文】

イギリス・ドイツにおける非上場株式の相続税・贈与税の問題点
－日本法との関連において－

Issues on the Inheritance Tax and Gift Tax on Unquoted Shares
in the United Kingdom and Germany

－As Compared with the Related Issues under the Japanese Law－

中央大学大学院戦略経営研究科
ビジネス科学専攻（博士後期課程）
平野 秀輔

The United Kingdom, in principle, excludes unquoted shares from inheritance tax and gift tax in accordance with the Business Property Relief stipulated in Inheritance Tax Act 1984. Germany applies an 85% or 100% deduction to the appraised value of unquoted shares when imposing inheritance tax or gift tax on them in accordance with the Steuerbefreiung für Betriebsvermögen, Betriebe der Land-und Forstwirtschaft und Kapitalgesellschaften (Exemption from Tax on Business Assets, Agricultural Holdings, Forestry, and Corporations) stipulated in the Erbschaftsteuer-und Schenkungsteuergesetz (Inheritance and Gift Tax Act). This paper clarifies the intent of the laws and the measures, compares them with the stipulations in the Act on Special Measures Concerning Taxation of Japan, and points out the related issues in Japan regarding the positioning of the system, taxation method, proportion of voting rights ownership, and non-separation of holdings and business operation.

Key Words

- unquoted shares • Inheritance Tax Act 1984 • Business Property Relief
- Inheritance and Gift Tax Act
- Exemption from tax for business assets, holdings of the agriculture, forestry, and corporations
- separation model

目 次

- 序 : はじめに
- 本論 I イギリスにおける相続税法と非上場株式の取扱い
II ドイツにおける相続税法と非上場株式の取扱い
III 日本法における問題点
- 結び : 日本法に関する改正への示唆

序：はじめに

日本における非上場株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予及び免除特例（以下、「納税猶予等特例」という。）は、租税特別措置法（以下、「措法」という。）70条の7から7の4までに規定されているが、導入された2008年から2012年9月までの適用件数は僅か381件に留まっており、¹⁾ 広くそれが利用されているとは言えない。これは現行法が納税者の要望に十分には応えていないことを意味する。非上場株式（unquoted shares）についての相続税及び贈与税の取扱いについての問題点と、今後どのようにすべきかについては、例えば[富岡 2001]224～282頁のような先行研究は現行法施行前の論考であるため、現行法を前提とした考察が必要となる。そこでも様々なアプローチがあると考えられるが、本稿では中小企業の国際的な競争力を維持することを考え、外国法における非上場株式に関する相続税・贈与税の定めと日本法を比較した結果について論じている。外国法との比較についても[全国法人会連合 2012]などがあるが、基本的に比較の範囲に留まっており、また非上場株式の取扱いに関する立法趣旨等は詳述されていない。そこで本稿では非上場株式についての詳細な比較だけではなく、制度の位置付け、課税方式、議決権の所有割合、及び所有と経営の非分離性に関する問題点と日本法の改正への示唆を論じている。

ここで相続税の課税方式には、大きく分けて「遺産課税方式」と「遺産取得課税方式」との二つの類型が存在するとされている。²⁾ 遺産課税方式とは、遺産全体を課税物件として、被相続人の一生を通じた税負担の清算を行い、被相続人が生存中に蓄積した富の一部を死亡にあたって社会に還元するという考え方に基づくものであり、³⁾ 原則として遺言執行者等が納税義務者となる。これは主にアメリカ⁴⁾ 及びイギリス⁵⁾ において採用されており、この類型における相続税は本来の意味における財産税であるとされている。一方、遺産取得課税方式とは、相続・遺贈により遺産を取得した者を納税義務者として、その者が取得した遺産を課税物件として課税する方式で、相続等という偶然の理由による富の増加に担税力を見出して相続人等に課税することにより、富の集中の抑制を図るという考え方に基づいている。これは、ドイツ⁶⁾ やフランス⁷⁾ といったヨーロッパ大陸諸国において採用されており、この類型における相続税は実質的に所得税の補完税であるとされている。⁸⁾

両方式を比較することにより、その基本的な考え方の違いが明らかになるが、「遺産課税方式」を採用している国として、アメリカは2010年時点で相続税が課税されていなかったために考察から除外した。⁹⁾ 一方、イギリスでは非上場株式のみならず個人事業資産等についても対象とする事業承継税制として、「Business Property Relief（以下、「BPR」という。）」の規定が存在することから、比較対象として適切であると判断した。次に「遺産取得課税方式」を採用している国として、フランスは2012年5月まで大統領であったNicolas Sarkozyが選挙公約において富裕層を除き相続税を減税する方向を示していたにもかかわらず、¹⁰⁾ それに代わった新政権では課税強化の方向を示すなど、¹¹⁾ 制度の安定に疑義があったため、これも考察から除外した。一方、ドイツにおいては1995年及び2006年の連邦憲法裁判所判決に従って、それぞれ1997年及び2009年に相続・贈与税法に大幅な改正が行われており、¹²⁾ また1995年の判決においては事業承継税制に対する憲法上の考え方も示されていることから、これも比較対象として適切であると判断した。なお、日本とイギリス及びドイツでは、それぞれ非上場株式の評価方法についても違いがあるが、本稿では非上場株式に対する評価以前の取扱いについて述べるため、それについては触れ

ていない。

I イギリスにおける相続税法と非上場株式の取扱い

1 イギリスにおける相続税法のあらまし

イギリスの2009年における総税収は479,098百万£であり、うち相続税及び贈与税収は2,401百万£となっている。¹³⁾ イギリスにおける近年の遺産に対する課税は1894年に制定された「財産税 (Estate Duty)」がもとになっており、それは80年に渡り施行されたが、1974年にはこれに代わり「資産移転税 (Capital Transfer Tax, 以下「CTT」という.)」が導入された。その後 Finance Act 1986により、「相続税 (Inheritance tax, 以下、「IHT」という.)」に名称変更され、現在に至っている。ただ実際には、1984年に行われたCTTの改正が Inheritance Tax Act 1984 (以下、IHTA1984という.) と名称変更されており、¹⁴⁾ 現在においてもこの法律名が使用されている。IHTの課税は、(2)に述べる生前贈与や各種控除の規定があるため、比較的限定的なものと認識されている。¹⁵⁾

IHTは、個人によって行われた価値の移転 (the Value Transferred) のうち、課税対象となるものについて課税される (IHTA1984 s1, 1986, s2(1))。IHTA1984 s4では、「何人も死亡に際して、その死の直前の遺産と同額の価値を死の直前に移転したものとして課税される。」と故人に対して課税することが規定され、¹⁶⁾ 遺産等を所有していた者に対する課税としての扱いが明らかになっており、移転を受けた者 (財産の取得者) に対する課税ではないことから所得税の補完的要素はないといえる。主たる納税義務者は、生前の移転の場合には、贈与者 (transferor) であり (IHTA1984 s199(1))、死亡による移転の納税義務者は、一般に人格代表者 (deceased's representatives : 通常は遺言執行人) 等である (IHTA 1984s200(1))。IHTの体系は移転を行う側 (transferor ; 以下、「移転者」とよぶ.) から移転が行われる時点によって、生前の移転 (Lifetime transfers) と、死亡による移転 (Transfer on death) に分けられ、それぞれの課税規定が定められており、相続税と贈与税の両者を規定する法律となっている。また、IHTの解釈のため、Her Majesty's Revenue and Customs (英国歳入税関庁, 以下、「HMRC」という.) によって Inheritance Tax manual (以下、「IHTM」という.) が公表されている。

IHTが対象としているのは、移転者から移転によって喪失した (disposition) 財産価値であり、これには時価より低い価格によって移転された場合の減少分や信託財産への移転も含まれる (IHTA1984s3) が、当然に開かれた市場での他人との取引 (つまり一般の商取引) や、家庭の維持のための支出などは対象とならない (IHTA1984s10-17)。

課税対象となるのは、課税財産が税率0の範囲内とされる nil rate band (以下「NRB」という.) といわれる£325,000¹⁷⁾ を超えた部分であり、税率は基本的に一律で40%¹⁸⁾ となる。さらに、一方の配偶者及び civil partner (以下、「配偶者等」という.) が死亡した場合の第1次相続において、諸控除やNRBを全額使用していなかった場合には、もう一方の配偶者等が死亡した場合の2次相続時点において、最高で£650,000までがNRBとして扱えることになっている。¹⁹⁾ NRB以外の課税上の恩典としては、後述するBPR (IHTA1984 s103 - s114) や Agricultural Property Relief (同 s115 - s124) 等があり、²⁰⁾ さらに配偶者間等の移転、慈善活動への寄付、文化遺産などはIHTの対象とはならない (IHTA1984 s18, 23, 30 - 35)。また、IHTは遺産等を所有していた者に対する課税であるため、遺産を取得する者が誰であるかについては、配偶者等への移転を除き、基本的には課税関係に影響を

与えない。これは、遺言の自由が完全に承認される英米法系では遺留分制度をもたないことから、IHTにおいて特に財産の取得者を区別する必要がないためと考えられる。²¹⁾

2 イギリスにおける生前贈与の規定

イギリスにおけるIHTの規定の中でも、特に生前の移転(Lifetime transfers, 生前贈与)は特徴的といえる。まず、ほとんどの財産が移転(贈与)時点においてIHTの対象とならない。これは生前の財産移転のほとんどが「Potentially Except Transfer (潜在的免税贈与²²⁾、以下、「PET」という。)」に該当する(IHTA1984s3(a))ため、贈与のときから7年以内に移転者が死亡しない限り、その移転は全くIHTの課税を受けないことになる。PETに該当しない財産の移転は、一任信託(discretionary trust)や会社への移転に限られるため、²³⁾単純に個人間で行われる生前贈与はすべてPETとなる。

一方、PETとならない財産の移転は当該時点で課税され、本稿では[Finney 2008]pp172に倣い、これを「CLT (Chargeable Lifetime Transfer)」とよぶ。CLTに該当する場合には、移転時にNRBである£325,000と年次控除(annual exemptions)²⁴⁾の合計を超過する部分について、20%の税率でIHTが課税される(IHTA1984s37(2))。ただしPET及びCLTともに、移転時点から移転者が7年間を経過して存命である場合には、その後においてIHTが再計算されることはなく、生前の移転についての課税関係は完了する。

移転後7年未満に移転者が死亡した場合には、当該期間内に移転した財産はそれ以外の遺産と合算されてIHTの対象となるが、生前に移転された財産の価額は死亡時と移転時の時価のいずれか低い方によって算定される。²⁵⁾また、NRBは死亡時の水準で算定されるが、移転の古い順から順次控除される。ただし、移転から3年以上が経過し、7年未満で移転者が死亡した場合には「Taper Relief (逡減控除 IHTA1984s7(4))」の恩典があり、死亡時点の税率(現在は40%)に、経過年数に応じた比率を乗じた率が、当該移転の税率とされる(つまり、財産の額が減額されるのではない。)²⁶⁾

なお、移転がCLTに該当した場合で、その納税義務を原則通りに移転者が負った場合には、その財産の減少は移転した資産の価値分だけではなく、支払うIHTの部分も減少すると見做されるため、移転金額から年次控除を差し引いた金額がNRBを超えて課税される部分については、当該税額部分も含めて価値の移転があったとされる(grossing up)。²⁷⁾これを避けるためには、受贈者側が納税義務を負う特約が必要となる。²⁸⁾

3 イギリスにおける財産評価の概要

移転する財産の評価は、原則として開かれた市場²⁹⁾でのその時点での価格であるが、財産全体を市場に出した場合の減額は考慮してはならないことになっている(IHTAs160)。これは、例えば上場会社の大株主が大量に株式を市場に放出した際には、通常市場価格より下落することが想定されるが(IHTAM09703)、そのような前提を置かずに移転時の通常の時価によって評価するということである。ただし財産の特性等により、その評価について特別な考慮をすべきものはそれぞれの定めがある。そして負債(Liabilities)は当然に考慮(すなわち財産から減額)される(IHTAs5(3),(5))。算定された評価額は税の申告に当たり、HMRCの確認(ascertained)を受けることになる。³⁰⁾なお、移転者の死亡後4年以内に評価額より低い価額で、土地(IHTA1984s191)や上場株式等(IHTA1984s179)を譲渡した場合には、IHTの還付請求を行うことができる。

4 イギリスにおけるBPRの概要

(1) BPR の目的と適用資産

BPR は事業の促進と継続性のために、「相続税の負担によって、ビジネスが破たんされてはならない³¹⁾」あるいは「ファミリービジネスは納税のために売却されるべきではない³²⁾」という趣旨から設定されたものである。これは応能負担原則の趣旨に沿ったものと考えられる。ここに「応能負担原則」とは租税の負担の仕方に関する考え方であり、「人々の能力に応じて公平に租税を負担する」というものである。³³⁾ このような趣旨から BPR は、CTT において 1976 年 4 月 7 日以降の価値の移転に適用され、それに代わった IHT にもそれは引き継がれ、その後の数年にわたり、さまざまな領域の事業関連財産が対象として加えられてきた。³⁴⁾ BPR に関する規定は、IHTA1984s103 から s114 に置かれているが、その適用資産 (relevant business property) 及び減額割合 (the relief) は表 1 のようになっており (IHTA1984s104(1), 105), ³⁵⁾ ³⁶⁾ その移転価額の計算は grossing up を考慮しないでよいことになっている (IHTA1984s104(2))。

表 1 BPR の割合と対象

BPR の割合	対 象
100%	(a) 法人化されていないビジネス
	(b) 移転者が支配権 ³⁷⁾ を有していた非上場の議決権付証券
	(c) すべての非上場株式 ³⁸⁾ (所有割合は問われない)
50%	(d) 移転者が支配権を有していた上場株式もしくは持分
	(e) 土地・建物・機械・設備で、贈与者 (被相続人) が、i) パートナーシップを有していた事業や、ii) 支配していた会社において事業目的のために使われていたか、iii) 贈与者の利益のために信託財産となって事業目的のために使われていたもの。

なお、「ファミリービジネス」³⁹⁾ の定義として、2009 年に欧州委員会 (European Commission) は、フィンランド経済産業省 (Ministry of Trade and Industry of Finland) の Family Enterprises as the Engines of Continuity が作成したものを採択している。⁴⁰⁾ そこでは、その大きさに関わりなく事業のうち以下のものであるという。

- (a) 意思決定権の過半数が自然人 (複数も可) である創業者、買収者、あるいはその配偶者、親、子孫によって所有されている。
- (b) 意思決定権の過半数がファミリーによって直接または間接に保有されている。
- (c) 少なくともファミリーもしくは親族の代表者一名が、正式に会社のガバナンスに関与している。
- (d) 上場会社の場合には、設立者、買収者、あるいはその家族もしくは子孫が議決権の 25% を受任統治している。

BPR は生前の移転 (Lifetime transfers) と、死亡による移転 (Transfer on death) のいずれにも適用され、これ以外の課税上の恩典に先んじて適用される。⁴¹⁾ この結果 BPR は税率を乗じる前の財産額から控除されるので、IHT の税額は計算されないことになり、完全に税の対象外となる。

(2) BPR 適用のための保有期間

BPR が適用されるためには、原則として、資産が適用資産に該当し、かつ、移転前 2 年

以上にわたり当該財産が移転者によって所有されていなければならない（IHTAs106）。例えば同一銘柄の株式などが段階的に移転され、結果的に2年以上保有部分と未満の部分があるときには、2年以上保有の部分しかBPRは適用されない（IHTAs109）。しかし、事業が法人成りし、それまでの事業資産が株式に変わった場合など、資産内容の変更があってもその代替資産を取得し（replacement）、事業が実質的に継続していると認められる場合には、当初からの事業を行っていた期間も所有期間に通算できる（IHTAs107）。⁴²⁾ また、配偶者等が所有していた適用資産を取得した者が、その取得後に死亡した場合には、その者の所有期間だけではなく、その配偶者等が所有していた期間も通算できる（IHTAs108）。

（3）BPRの適用ができない資産

まず、その事業（Business）自体が、趣味的なものや、単に所得税を減らす目的で損失を出していただけたものは対象から外される（IHTA1984s103(3)）。⁴³⁾ 次に、その事業が完全にもしくは主として（wholly or mainly⁴⁴⁾）債券・株式・土地・建物・投資物件の作成や保有、などから構成されているものも除かれる。このような状態は単に資金運用のために形式的に事業を行っており、そこには担税力が見出されるため、本来のBPRの趣旨に合致するものではないからである。一方で、マーケットメーカー⁴⁵⁾ や事業として認められる会社を保有する持株会社等の株式は対象となる（IHTA1984s105(3), (4), (7)）。また、財産に売買契約が付されている場合には、実質的に当該売買代金の移転となり、事業資産の移転とはならないために対象外となる。ただし事業用資産を会社に売却し、当該売却代金によってその会社の株式を所有する場合や、組織再編や合併のために株式等が移動する契約はこの扱いからは除かれる（IHTA1984s113）。BPRの適用が認められる事業もしくは株式等であっても、その適用は純額（資産－負債）となり（IHTA1984s110）、さらにその資産は、完全に、もしくは主として原則として2年間使用されていたか、あるいは、将来の使用のために必要とされる部分のみが対象となる（IHTA1984s112）。

（4）生前の移転におけるBPR適用と制限

事業資産の生前の移転がPETに該当するものであれば、移転の時点での課税はなく、また、移転者が移転日より7年以上存命すればその事業財産は一切IHTの対象とはならない。

一方、事業財産の生前の移転がCLTに該当した場合には、BPRを適用した（50%控除）後の金額について、移転時に20%のIHTを支払うことになる。

両者ともに、移転から7年以内に移転者が死亡した場合（または、移転者より移転を受けた者が先に死亡した場合）には、その時点においてBPRの適用が再検討される（IHTAs113A）。そこでは、移転した財産が移転を受けた者によって所有が継続しているか、またはそれを売却した場合にその資金をもってBPRに該当する代替資産を取得して保有していなければならない。例えば、議決権の所有割合が50%超ではない非上場の会社が上場した場合や、企業買収によって株式を手放した場合などは、BPRの適用を受けることができず、IHTの対象となる。これは「Clawback」といわれている。⁴⁶⁾

5 非上場株式に関する取扱い

IHTが導入された1984年から、非上場株式に対するBPRの控除割合がどのように改正されてきたかを示すと表2のようになる。⁴⁷⁾

表2 非上場株式に対するBPRの控除割合

期 間	議決権の所有割合	控除割合
-----	----------	------

1984～1987.3.16	50%以下	30%
	50%超	50%
1987.3.17～1992.3.9	25%未満	30%
	25%以上	50%
1992.3.10～1996.4.5	25%未満	50%
	25%以上	100%
1996.4.6～	—	100%

このように CTT の時代からすべての非上場株式に関して、議決権の所有割合によって控除割合の違いはあれ BPR は認められており、現在はすべて 100%控除となっている。BPR の趣旨は 4（1）に述べたとおりであるが、議決権の所有割合によって控除割合が異なっていたのは、1987 年までは株主総会における普通決議（ordinary resolutions, company act 2006 s282）に必要な議決権数である単純過半数（50%超）を重視したものである。それ以降は特別決議（special resolutions⁴⁸⁾、同 s283）に必要な議決権数が 75%超であることから、当該特別決議を否決できる 25%以上に着目していた。このうち、1992 年の改正で 25%以上の議決権所有に対して 100%減額が適用されたのは特筆すべき事項である。この背景を考えるにあたり、1990 年 7 月 16 日のイギリス下院議会において、当時の保守党議員 William Powell は以下のような発言をしている。⁴⁹⁾

- (a) 長年にわたり非上場のファミリービジネスは英国経済において重要な部分を占めており、これらの会社には 6 世代以上も存続するものがある。ファミリービジネスは常に IHT の負担という脅威にさらされており、その負担の財源は会社外の資産であり、主に当該非上場会社の株式である。IHT の支払いのために、この株式を売却する必要が生じた際には、通常、その売却先は大きな上場会社となる。これは必ずしも人々の利益になることではない。
- (b) IHT は非上場会社の成長の足かせになっている。すなわち、より会社が成長した結果 IHT が多額となり、その支払いが自社株の売却以外で用意できないのならば、いっそ企業活動に様々な規制を設けてそれ以上の成長を制限し、IHT の負担が生じないようにしているいくつかの会社がある。
- (c) 上場会社は、そのほとんどが首都に拠点を持っている反面、多くの非上場会社は地方に拠点を有していることから、地方経済の維持・発展のためには非上場会社が上場会社を買収されることを防止しなければならない。
- (d) 非上場会社の経営者は上場会社のそれと異なり、最近の自社株の価値について常に関心があるわけではなく、会社の長期的な価値に関心を置きながら経営をしている。
- (e) 政府は新しいビジネスを特に支援しており、それは新しい会社の成長を促すが、そのようなファミリービジネスは IHT の負担を和らげられる世代、すなわち現在の BPR の適用に必要な支配可能株数が維持できる世代までしか続かない。
- (f) BPR でなくとも、PET を用いて非上場株式を経営者候補に譲れば IHT は課されないが、7 年先を見越して急いで決めた後継者は経営不適格である可能性もある。逆に生前贈与によって株式を譲った後継者が非常に有能であっても、移転後 7 年以内に贈与者が死亡した場合には IHT の負担から逃れることはできない。

これらの内容は、前述した BPR 本来の趣旨だけではなく、イギリス経済の存続・発展という政策目的も含めて、非上場会社を事業承継によって生ずる脅威から保護するためにその株式に対する BPR を 100%とすることを提案しており、基本的にこれが改正の趣旨になったと考えられる。そして、1992 年 3 月には特別決議を否決できる 25%超を移転者が所有していた場合の BPR は 100%控除となり、ほとんどのファミリービジネスが IHT の対象から除外された。⁵⁰⁾ さらに 1997 年からは持株比率に関係なく、全ての非上場株式について 100%減額となった。これは、非上場株式の売却が困難なこと、あるいは、従業員が株式を取得してもその持株比率が低い場合には BPR が適用にならず、IHT の支払いのためにそれを売却しなければならない状況を想定したものと考えられる。また、イギリスの BPR は非上場株式のすべて（議決権のない株式を含む）を対象としているため、移転によって非上場株式を「取得する者」についての制限はない。ただし他の BPR と同様に、会社が保有する資産のうち、将来において実際には必要とされない部分は除外される。実際に必要とされる (required) とは、「絶対に必要なものであり、与えられたプロジェクトのために使用されるか、ビジネスのために使用されるものが明白であるもの」を意味し、3 年とか 7 年周期で必要とされる可能性があるものを示すのではないとして、非上場会社が有していた現金のうち、過剰とされた部分を BPR の対象外とした判例がある。⁵¹⁾

II ドイツにおける相続税法と非上場株式の取扱い

1 ドイツにおける相続税法のあらまし

ドイツにおける 2009 年の総税収は 886,369 百万€であり、うち相続税及び贈与税からの税収は 4,550 百万€となっている。⁵²⁾ ドイツにおける相続税の歴史は長いが、現在の相続・贈与税法 (Erbschaftsteuer-und Schenkungsteuergesetz, Inheritance and Gift Tax Act : 以下「ErbStG」という.) という名称になったのは、1974 年である。⁵³⁾ その後 1995 年 6 月 22 日の連邦憲法裁判所判決を受けて、1997 年 2 月 27 日に現在の法律が公布された。また、2006 年 11 月 7 日にも連邦憲法裁判所判決が ErbStG に重大な影響を与える判断を下したことから、⁵⁴⁾ 2008 年 12 月 24 日に相続税法改正法 (ErbStRG2008) が成立し、2009 年 1 月 1 日から施行されている。⁵⁵⁾ 連邦憲法裁判所の判決はいずれも財産評価と事業承継について大きな影響を与えている (これについては後述する.)。一方、財産評価においては評価法 (Bewertungsgesetz:以下「BewG」という.) が存在し、ErbStG では従うべき BewG の条文を示している。また、ガイドラインとしての Erbschaftsteuer-Richtlinien(以下、「ErbStR」という.)が、連邦財務省 (Bundesministerium Der Finanzen : 以下「BMF」という.) によって公表されている。

ドイツにおける ErbStG は 1974 年の立法趣旨によると、相続人もしくは受贈者の財産の取得によりその富が取得者に移転することによる担税力の増加に対し、社会的な富の再配分を目的として課税される⁵⁶⁾ とされており、遺産取得課税方式であることを明らかにしている。また 2007 年の改正案においても、この税による富の再配分は、社会における機会の平等に重要な貢献をする⁵⁷⁾ とされており、基本的にその廃止については考えられていない。

ErbStG の納税義務者は財産を取得した者である (§ 2 ErbStG)。課税事象となるのは、死亡による取得、生前贈与、負担付贈与、家族等のために設置された財団・社団等が 30 年を経過した場合である (§ 1 ErbStG)。この事象に該当し、非課税とならないものは課税取

得となり（§ 10 ErbStG），原則的に BewG の規定に基づき評価される。

ErbStG では，取得者に応じてⅠ～Ⅲの課税クラス（Steuerklassen）⁵⁸⁾ が設けられおり，基礎控除（Freibeträge）⁵⁹⁾・税率（Steuersätze）⁶⁰⁾ も，それに従ってそれぞれ定められている。さらに非課税となる財産として主なものは以下の通りである（§ 13 ErbStG）。

- ・日用品，衣類等 課税クラスⅠでは 41,000€，課税クラスⅡ及びⅢでは 12,000€
- ・芸術品及び学問上のコレクション等で一定の要件を満たしたもの
- ・不動産等で国民の福祉に供しているもの
- ・子供，孫（子供が死亡している場合）の自己居住用住宅の相続（贈与は除く）
- ・生活費及び就学費 ・政治献金 ・配偶者等への自己居住用住宅の相続及び贈与

2 ドイツにおける生前贈与の規定

§ 7 ErbStG では，生前贈与（Schenkungen unter Lebenden）の規定が設けられており，その代表的なものとして，「受贈者が贈与者の費用において利益を受ける限りにおいて，生存者間で行われるすべての任意の贈与⁶¹⁾」があげられる。⁶²⁾生前贈与が行われた場合には，その時点で納税義務の有無が判断され，納税義務があれば ErbStG が計算されるが，この際には過去 10 年以内に同一の人物から発生した贈与は合算して再計算される（§ 14 ErbStG）。これは，財産の移動を数年に分けて分割することによる基礎控除額等の複数回にわたる適用や，一年あたりの財産の移動を少額とすることによる低い税率の適用を防ぐために設けられている。⁶³⁾ただし，過去の贈与について評価の必要なものは，当該贈与時点での評価額によって行われたものとされ，集計時点で再評価を行う必要はない。また，最後の贈与に対して課される税額は，その贈与額の 50%を超えてはならないとされており，税の最高限度は 5 割であるという五公五民の考え方が取り入れられている。

3 ドイツにおける財産評価の概要

財産は，埋葬費や相続に必要なコストあるいは相続人が引き継ぐ債務を除いた純額に対して課税されるが，⁶⁴⁾そもそも財産についての課税価額，すなわち評価については前述のように近年に大きな改正があった。

まず 1995 年 6 月 22 日に，ドイツ連邦憲法裁判所はそれまでの財産評価について違憲判決を下している。そこでは，財産の種類によって異なる評価方法が適用されているのは平等原則に反するとした。⁶⁵⁾そこで 1997 年の改正では，それまで他の財産とは異なる方法（1964 年に評価された価額を基礎として調整を加えた統一価額）で評価していた不動産（Grundbesitz）についての規定を廃止した。

次に 2006 年 11 月 7 日の判決では，財産の種類による評価の不平等な差異は，財産評価に後続する控除額や優遇税率などの制度によっても治癒されないとし，財産評価レベルにおける平等を厳格に求め，すべての財産について通常価額（時価：Gemeiner Wert）による一律評価を強く打ち出した判断を行った。⁶⁶⁾それを受けて，2008 年相続税改正法は，すべての種類の財産について原則として通常価額による評価を行うこととしつつも，財産の種類に応じて多少異なる価額算定方法を定めた。これにより，現行の財産評価は § 12(1) ErbStG において，「評価は，以下に異なる定めがない限り，1991 年 2 月 1 日に施行され，2008 年 12 月 24 日に最終改正された BewG の最初の規定（一般的な評価規則）⁶⁷⁾に従う。」と定められている。⁶⁸⁾ BewG における一般的な評価規定では，まず，財産はその使用されている経済的単位（Wirtschaftliche Einheit）を対象として評価され，個々の財産評価の積

み上げではない（§2BewG）としている。そして、財産は他の規定がない限り、原則として通常価額で評価される。通常価額は、通常の取引において売買される価額であり、それに影響するすべての事情が考慮されるが、異常な、または個人的な事情は考慮されない（§9 BewG）。通常価額には市場価格（Kurswerte, §11(1)③ BewG）、再取得価格（Rücknahmepreis, 同(4)）、割引現在価値（Kapitalwert, §13-16 BewG）等が含まれる。

さらに、評価する時点は課税関係が成立した時点（§11 ErbStG）としており、その成立は一般的に、相続の場合には死亡時、生前贈与の場合には財産の提供が完了した時点であり（§9 ErbStG）、評価日以降の財産価値の変動は ErbStG に影響を与えない。⁶⁹⁾

4 ドイツにおける事業承継税制

ドイツにおける事業承継税制は、前述した判決により、大きな影響を受けている。まず、1995年6月22日判決では、連邦憲法裁判所は事業承継税制について以下のような見解を示している。⁷⁰⁾

「立法者は租税負担の形成にあたって、一定の事業—特に中規模企業—が相続税によって生じる追加的な財政負担によってその存亡の危機にさらされることを考慮しなければならない。それらの企業はある特定の目的のために独立しているが、経済的機能単位として組織化された事業は、特別な形式で公共の利益に拘束され、公共サービスの提供を義務付けられている。つまり生産力や労働場の保証人として、特に雇用者に対する義務があり、営業基本法、経営管理法、及び長期間の投資によってもより高い法的拘束を受けている。その結果として相続人が相続によって事業財産が増加しても、事業と個々の事業関連資産は、他の資産に比べて処分可能性が制限されるため、相続税額に対しその担税力が見合わない。平等原則（Gleichheitssatz：ボン基本法第3条①）は相続税負担に伴い事業譲渡や廃業が行われることを要求しているのではなく、相続によって財産や収益力が増加することがないまま、社会的拘束性の中で事業を継続する相続人について、事業を継続することによる担税力の減少を考慮しなければならないことを求めている。相続税負担は、事業が継続できるように財政的に危機に瀕することがないように算定されなければならない。⁷¹⁾

これについて [吉村, 2011]234 頁よれば、「要するに、連邦憲法裁判所によれば、事業承継について相続税の負担を軽減する理由は、社会的拘束を受ける事業を継続することによって納税義務者の担税力が低下するためということであった。つまり、事業承継につき相続税負担を軽減する事業承継税制は応能負担原則に基づく措置であるという位置づけであり、その限りにおいて租税優遇措置とは理解されないことになる。」としている。つまりドイツ連邦憲法裁判所は、事業承継税制は優遇税制ではなく、平等原則に従った必要不可欠なものであるとの判断を下したのである。次に、2006年11月7日判決では、

「§19①ErbStGの規定による、取得財産の価値に対する統一的な税率による相続税の徴収は、主な資産（不動産、事業用資産、会社株式、農業と林業事業体）グループ間におけるその評価が統一的ではないため、ボン基本法§3①に基づく平等原則を満たさない。」

という判断を下した。これは財産について評価がその種類によって異なり、その結果を統一的な税率表を用いて相続税額を計算することは、平等原則に反するために違憲であると、基本的にすべての財産の評価を通常価額によって行うことを要請し、特に事業用資産の評価において、それまでの税務貸借対照表上（Steuerbilanzwerte）の表示価額による評価によっていたことが、当時において高い蓋然性をもって通常価額を相当下回る価額とな

っていたことを強く非難し、まさに不平等で恣意的な評価結果を招来すると判断した。⁷²⁾

この結果を受けて、2008年1月28日に改正法案が連邦議会に提出され、そこでは、「すべての財産クラスで合憲となる正確な評価を目指す」としており、さらに、「一般的な家庭において、特に個人の居住用資産などには、相続税負担がないようにするなど明らかに高い税の控除を保証するものであり、加えて事業承継としての相続や贈与を容易にするものである」と明確に記されている。⁷³⁾ さらにここでは、「適切な優遇制度 (zielgenaue Verschonungsregelungen) によって、特に公益に資する財産は相当程度優遇される。よって、事業承継を行う際により広く雇用の確保を行うような企業は、税負担の軽減を受ける。何故なら、ドイツにおける中小企業や従業員を有する家族企業については、その承継の際に従業員にとってもしばしば重要な局面を与えるからである。」としており、事業承継税制の必要性として特に「雇用の確保」をあげている。

一方で、改正法案は憲法違反とされた資産評価の方法を大幅に改め、その結果として事業用資産の評価額が上昇してしまうことが考えられたため、それまでの課税レベルとほぼ同じ税額となるようにするためには、より一層の課税上の恩典を与えなければならなくなり、事業承継税制についても大幅な変更を余儀なくされた。⁷⁴⁾ 法案は若干の修正を受け、2008年12月24日に改正法が成立し、2009年から施行された。

§ 13a ErbStG では、「Steuerbefreiung für Betriebsvermögen, Betriebe der Land- und Forstwirtschaft und Kapitalgesellschaften (Exemption from tax for business assets, holdings of the agriculture, forestry, and corporations : 事業用財産, 農業林業のための土地, 資本会社のための特別控除 (以下, 「特別控除」という。))」の規定が置かれている。

この特別控除は、「雇用の確保」が承継によっても継続されるように、5年間の給与支払総額が基準給与の一定割合 (原則は400%) を満たすことを要件として、事業用資産, 農業林業資産, 及び資本会社の持分 (その25%超に直接的に関与しているもの) は、税の計算にあたってその評価額のうち原則として85%が (§ 13b (4)), さらに7年間の給与支払総額が700%以上などの要件を満たした場合には100%が (§ 13a(8)), それぞれの資産の評価額から特別控除 (Verschonungsabschlag) された後に税額計算が行われる。基準給与とは、過去五年間の平均給与額であり (§ 13a(1) ErbStG), 賞与等の諸手当も含み、手取額ではなく社会保険料や源泉税をも含まれた金額である (同(4))。

さらに、3,000,000 €までの事業用資産については、10年以内の同一の者からの取得について一回に限り、特別控除後の残額から、150,000 €もしくはその一部を控除 (§ 13a(2), Gleitender Abzugsbetrag, 以下, 「少額逡減控除」という。⁷⁵⁾ して課税される財産の金額が求められる。ただし、贈与者もしくは被相続人が第三者に移転する契約等が付されている資産については特別控除及び少額逡減控除が適用されない (§ 13a(3) ErbStG)。

なお、事業資産中に管理資産 (Verwaltungsvermögen) とされるものがある場合には、原則として、その通常価額の合計が全体の50%を超えていると、特別控除及び少額逡減控除の適用を受けることができない (§ 13b(2) ErbStG)。管理資産とは、(a)第三者の利用に供されている不動産等、(b)直接保有割合が25%以下の資本会社に対する出資持分 (但し、金融機関による保有の場合を除く)、(c)人的会社に対する出資 (海外のこれに類する人的会社を含む) や資本会社に対する出資で、これらの会社の事業資産に占める管理資産の割合が50%を超える場合、(d)有価証券並びにそれに類する債権 (但し、金融機関による保有の

場合を除く)、(e)芸術品・石類等でこれらの販売又は加工が事業の主たる目的でない場合等をいう。これは、そもそも事業承継税制が平等原則に反しないとする憲法解釈は、生産や販売用資産に対して適用されるものであるから、事業資産の半分以上がそのような活動に貢献していない場合には、その特権を享受させてはならないと考えられているからである。⁷⁶⁾ また、事業資産となつて2年を経過しない管理資産については割合の計算に含めない。さらに、100%控除を受けるためには管理資産の割合は10%を超えてはならない (§ 13a(8) ③ErbStG)。これらの規定は、相続及び生前贈与の両者について適用される。

給与支払総額が基準給与を下回った場合には、事業用資産の特別控除額は基準給与から下回った割合について減額される (§ 13a(1) ErbStG)。さらに保有期間内に、(a)事業が売却された場合、(b)農林業事業が売却された場合、(c)人的会社の社員が出資と累積利益の合計額に加えて150,000 €を超え引き出しをした場合、(d)本会社に対する出資が売却された場合、(e)資本会社の25%超の直接保有割合の算定において実質的にその割合が維持されなくなった場合、には優遇措置は遡及的に否認され、特別控除と少額逓減控除について、(c)の場合には全額が、それ以外の場合には経過年数に比例して控除額が減額される (§ 13a(5) ErbStG)。

5 非上場株式に関する取扱い

ドイツにおいて、株式の相続・贈与に関して特別控除が適用される要件は § 13b(1), ③ErbStG に定めており、そこでは当該会社が EU もしくは欧州経済圏内にあり、被相続人もしくは贈与者が資本 (Nennkapital) の 25%超に直接関与 (unmittelbar beteiligt) している場合としている (Mindestbeteiligung: 最低限の参加)。資本は GmbH (Gesellschaft mit beschränkter Haftung), KGaA (Kommanditgesellschaft Auf Aktien) 及び AG (Aktiengesellschaft) への出資であり、会社が自己所有している部分や、他の法人の株式を有していることによって間接所有している部分は除かれる (RE13b.6(1)ErbStR)。なお、そこにおいては上場または非上場の区別はない。そして、§ 13aErbStG に定める特別控除であるから、他の資産と同様に取得後5年間もしくは7年間の給与支払総額要件がある。

ドイツにおいて、株式の25%超に直接関与している場合に特別控除を認めているのは、基本的にはその決議能力による。すなわち定款変更・解散・企業契約締結・編入・合併・分割・法形式等の変更等の基本的決定、すなわちわが国会社法に定められているような特別決議事項は、過半数決議に加えて、4分の3以上の特別多数を必要としており (§ 53Gesetz betreffend die Gesellschaften mit beschränkter Haftung 他)、株式の25%超を有している株主は、当該基本的決定の阻止ができるため、⁷⁷⁾ 会社に対して多大な影響をもたらす権利を有していることから、特別控除の対象としているのである。

ここにおいて特筆すべき点は、たとえ個人としての持株割合が25%に達していなくても、他の株主とプール合意 (Poolvereinbarung) をすることにより、他の株主の所有分と併せて関与が25%超に達すれば特別控除の対象となることである。この趣旨は、ファミリービジネスが何世代にも渡って株式が引き継がれている場合に、ファミリーを構成する一個人では会社の資本に対する関与が25%に達しないことも考えられるが、親族やその他のグループで25%超の関与がある場合には、会社の政策や行動に創業者や承継者の意思が強く出され、それを尊重することによって雇用の確保に強いインパクトを与えることができるため、特別控除を認めるものであるとされている。⁷⁸⁾ なお、これ以外に、例えば取得者が代

表者や会社の役員でなければならないという要件はなく、プール合意からも明らかなように複数の者が特別控除の適用を受けることができる。

なお、プール合意としては、以下の様な定めをしておく必要がある（RE13b.6(3)ErbStR）。

(a) 定められた方法でしか株式を譲渡することができないか、もしくは、同じ契約をしている株主にしか譲れないこと。

(b) 議決権は当該契約に参加していない他の株主に對抗するために、定められた方法に従って行使すること。

他の参加者を認める場合には、当該他の参加者にもこれらを順守させる必要がある。また、議決権のない株式はプール合意には入れられないが（同(5)）、合意者が有している議決権のない株式については特別控除の対象になる。⁷⁹⁾

III 日本法における問題点

このように、イギリス及びドイツの相続及び贈与税制と、そこにおいて定められている事業承継税制について、非上場株式会社を中心として概要を述べてきた。両国と日本には多く違いがあるが、本稿において特に強調したいのは、制度自体の位置づけと、課税方式への準拠性（移転者と取得者の概念）、適用される議決権の所有割合、及び「日本の納税猶予等特例（以下、「日本法」という。）」における所有と経営の非分離性である。

1 制度の位置づけ

イギリスにおいては、財産から得られる利得が移転者に帰属しない生前贈与が PET となるために、ほとんどの財産の無償による移転が受益者側に対して無税として扱われる。そして、移転後に移転者が7年以内に死亡した場合には原則として IHT の対象となるが、事業用資産については BPR が適用になる。つまり、事業用財産については徹底して IHT が課されないように制度が確立されている。非上場株式が上場会社に売却されることによる地方経済に与える影響の排除や、IHT が高額になることを恐れて企業の成長を自ら抑制しないようにする等の理由は、ある意味において政策的であると考えられるが、本質的には非上場株式について IHT を課した場合、それを支払う財源のほとんどが当該株式そのものとなり、売却が困難であるばかりか、事業そのものを廃業しなければならないような事態を想定しており、当該非上場株式会社自体が他の財産と異なり、相続税を支払うための担税力に欠けていることが強調されている。一方で非上場会社が単に資産運用目的のために形成されているような場合や、会社内に事業に不要な資産が多くある場合には、その部分については BPR を認めていない。これは、まさに担税力に注目していることに他ならず、応能負担原則に沿った趣旨であることから、イギリスにおける BPR は租税優遇措置ではないと考えられる。

ドイツにおいては、違憲判決にもあるように、事業承継について ErbStG の負担を軽減する理由は、社会的拘束を受ける事業を継続することによって納税義務者の担税力が低下するためであり、事業承継につき相続税負担を軽減する事業承継税制は応能負担原則に基づく措置であるという位置づけであり、その限りにおいて租税優遇措置とは理解されない。取得後の雇用の継続や、継続所有が満たされない場合に一部の ErbStG が課されることについて、一種の政策的な側面があるとも考えられるが、取得後の要件自体が社会的拘束の具現化と考えるならば、やはり応能負担原則から外れるものではないであろう。ドイツも

またイギリスと同様に会社が所有している管理資産については制限があり、これについては担税力を認めているために特別控除の対象とはしていない。

これらに対し、日本法は措法に規定されており、相続税法の中には規定されていない。そもそも租税特別措置とは [渡瀬 2008]8 頁によれば概念的に曖昧としながらも、「政策目的のために、課税の公平と税収の確保をある程度犠牲にして、特定の経済活動・部門・主体に税の減免と繰延という優遇措置を与える」ものとされている。つまり、法律上はあくまで政策によって設けられた優遇税制であり、そこでは課税の公平性は犠牲にされているという扱いになっている。また、[酒井 2010]36, 37 頁によれば、租税特別措置は納税者の経済活動を一定の方向に誘導することを目的とするものであり、あくまでも「当分の間」の措置であるとしている。しかし、日本における非上場株式会社についても、売却が困難で、雇用の維持などの社会的拘束を受けるという点ではイギリス及びドイツと同じであり、応能負担原則からすると、非上場株式会社については他の財産と異なる取り扱いをしなければ課税の公平性が保たれない。つまり、公平性を犠牲とするものでも、納税者の経済活動を一定の方向に誘導するものでもないことから、優遇措置として扱われることは不当であり、また当然に「当分の間」の措置であってはならない。さらに [北野 2008]53 頁によれば、「納税者の税負担配分の原理としては、憲法上のみならず、社会科学的観点からしても応能負担原則しか存在しない」としている。このように考えると日本法が租税特別措置法で定められていることは不当であり、相続税法本法に組み入れられるべきと考える。

一方、日本法においてもドイツの管理資産に近い概念として資産保有型会社や資産運用型会社の規定（措法 70 条の 7② 1 号）が存在する。しかし実際には、事務所・店舗・工場等が存在し、常時使用従業員が 5 名以上勤務して、3 年以上に渡り商品等の販売その他の業務を行っていれば、納税猶予等特例の対象となることから（措法施行令 40 条の 8⑤）、両国と比較して多分に形式的であり、純粋な担税力に着目した扱いとはなっていないと考えられる。つまり、担税力に着目するのであれば、非上場の資産保有型会社や資産運用型会社の課税はより強化されるべきであろうし、現行の取扱いをそのまま維持するのであれば、それこそが優遇税制として扱われるべきものである。

また、イギリス及びドイツでは非上場会社の規模は問われていない。これに対して日本法はそれ自身が、「中小企業の経営の承継の円滑化に関する法律」を前提としたものであり、その対象は中小企業基本法に定める中小企業者であることから、資本金もしくは従業員数について制限を受けている。このことも応能負担原則から考えると、中小企業者に限られるものではなく、すべての非上場会社を対象とすべきである。ましてや雇用の安定化を考えた場合には、中小企業者とはならない非上場会社の方が、多くの従業員数を抱えているためにより社会的拘束を受けているといえ、納税猶予等特例の必要性が高いと考えられる。よって、日本法は中小企業基本法から独立させるべきであると考えられる。

2 課税方式への準拠性（移転者と取得者の概念）

イギリスにおいては、遺産課税方式であることから、IHT は移転者側の生涯の税負担の清算としての意味合いを持つ。よって BPR の適用のために課せられる要件は、移転者側に対するものとなっている。しかし、非上場株式会社には市場性はなく、また、事業を継続するためには売却することは好ましくないとされるため、基本的にはそこから生涯における税負担の清算支出を生じさせないように配慮をしているといえる。そのため、非上場株式で

あり、かつ2年以上保有していることのみを移転者側の要件としている。そして、遺産課税方式であるために当然に取得者についての要件及び取得後の制限は設けられていない。ただし、移転者が7年以内に死亡した場合には継続保有もしくは事業継続要件がある。

ドイツにおいては、遺産取得課税方式であるため、取得者側の要件が問われている。取得者が担税力を十分に有している場合には当然に課税されるが、事業を継続するために非上場株式の売却が行えない場合には、担税力が期待できず、かえって公平性を損なうとしている。上述したように特別控除に関する要件として、プール合意による持株割合の維持や雇用の継続、及び株式の継続保有を5年間（あるいは7年間）にわたって要求するのは、担税力が不足することの証明を行わせるためであると考えれば、株式を所有していた移転者については要件がなく、取得者側のみ要件が与えられていることに合理性がある。

これに対し、日本の相続税法は、1905年に採用されて以来、遺産課税方式の体系を用いてきたが、1950年のシャープ勧告に基づいて遺産取得課税方式に移行した。しかし、1958年改正により遺産課税方式と遺産取得課税方式の折衷となった。⁸⁰⁾つまり、基本的に遺産取得課税方式を採用しているが、相続税額全体は各相続人が法定相続分通りに相続した場合の金額と等しくなるようにされており、遺産課税方式と遺産取得課税方式の両方の要素を加味しているとされている。⁸¹⁾これは、1つには、相続税の負担を減少させるために、実際の遺産分割を隠ぺいして均分相続を行ったように仮装するなどの回避行為を最初からなくすことを目的とし、2つには、農村などで、一人の子供が遺産の大部分を相続する場合に当該子供の税負担が過重になりすぎるのを防ぐことを目的としたものとされている。⁸²⁾それでも日本における相続税及び贈与税の納税義務者は財産を取得した個人であり（相続税法1条の3）、取得者の担税力の増加という点に着目して課税されている。ドイツのそれと比較すると〔渋谷 2004〕183頁によれば「法定相続人の数により税負担が変わる遺産税」という見方もあるが、法定相続分通りに相続した場合と同額の相続税額とした背景は遺産課税方式の考え方によるものではなく、かつ、財産の取得者が納税義務者であることを考慮すると、やはり日本の相続税は実質的に遺産取得課税方式を採用していると考えられる。

ここで日本法は、移転者（被相続人等）と取得者（相続人等）の両者について、要件が付されている。つまり移転者は「当該会社の代表権を有していた個人で、当該個人とその特別の関係がある者が有する議決権数が当該会社の50%超であり、さらに、当該個人がその筆頭であった者（措法施行令40条の8①、40条の8の2①）」であることが必要とされ、取得者は「贈与の日において、もしくは相続開始後5カ月以内から、会社の代表者である個人で、当該個人とその特別の関係がある者が有する議決権数が当該会社の50%超であり、さらに、当該個人がその筆頭である者（措法70条の7②3号、70条の7の2②3号）」とされている。特別の利害関係がある者とは、親族・内縁関係者・個人的使用人・その者の支配する会社等を指す（措法施行令40条の8の2②）。

このように日本法の定めは移転者と取得者の両者を規制しており、他の2国とは明らかに異なっている。つまり日本の相続税法は実質的に遺産取得課税方式を採用しているのであるから、本来は取得者側の要件だけを定めればよいのにもかかわらず、現在の日本法は遺産課税方式と遺産取得課税方式の両方の要件を満たす必要があり、過重要件となっているため、両国と比較して論理的整合性を欠いている。現在の適用要件では、経営の安定のために、数世代にわたって親族間に分散した株式を取得者に集めようとしても納税猶予等

特例は適用されず、もともと株式が分散していなかった場合にしか適用されないことになっている。

3 適用される議決権の所有割合

イギリスにおける現行法では議決権の所有割合に関係なく、非上場株式のすべてについて BPR が適用されるが、過去においては 25%超を有している場合に限定されていた。ドイツにおいてもプール合意が認められるがその関与割合は 25%以上であり、両国とも特別決議を否決できる議決権数を念頭に置いている。

これに対し日本法では、前述したように取得者が代表者となり、かつ、その者と特別の関係のある者で過半数の議決権を所有し、取得者がその筆頭株主でなければならない。日本法においても、単独の議決権数ではなく、特別の関係がある者と合計で議決権数を計算するのはドイツのプール合意に近いものである。さらにドイツに倣えば、日本における株主総会の特別決議は 3分の2以上の賛成をもって可決されるので、それを否決できるだけの議決権である 3分の1以上を所有していれば十分であることになる。しかし、日本法は普通決議における支配権を重視しているため、過半数が要件となっており、その適用が厳格化されている。このことにより親族外の共同経営者が創業した非上場会社においては、どれほど相互の関係が円滑であっても、納税猶予等特例を受けることができず、最悪の場合には税制によってその関係が破たんする可能性がある。

さらに日本法の対象となるのは議決権の 3分の2に達するまでの部分となっているため（措法 70 条の 7①、70 条の 7 の 2①）、特別決議に必要がない議決権分である 3分の2超の部分については納税猶予等特例が認められない。よって、その部分について取得者は通常の相続税もしくは贈与税を納税することになる。つまり当該 3分2の超過分については他の納税資金を用意するか、借入れを行うか、当該非上場株式を発行会社に買い取らせるか、さもなければ物納もしくは外部への売却によって納税を行うこととなる。すると、相続人等が 100%を所有していた非上場株式を相続・贈与等によって承継する際に、総議決権の 3分の1に相当する株式を処分することになった場合、事業の円滑な承継ができるかということに対しては疑問である。例えば納税資金を捻出するために当該非上場会社に自己株式として買い取らせたならば、会社の純資産は大幅に減少してしまうため、承継時点と同じ事業を継続できるとは限らない。

4 所有と経営の非分離性

筆者は非上場会社のオーナー経営者から次世代が引き継ぐ際に、「非上場株式の承継（取得）」と、最終責任を負いながら会社の経営を行う「代表権（業務執行権）の承継」の2つの要素を分けて考えており、両者が同一の者によって承継される場合を「非分離型 non-separation model」、それぞれが別の者である場合を「分離型 (separation model)」と定義しており、以下の記述においてもこれを使用する。

まずイギリスにおいては、非上場株式であることだけで BPR の適用を受けるため、そこに一切の取得者側要件はなく、一つの非上場会社の株主が何人いても、それらは全て同一の扱いとなる。

ドイツにおいても、会社自体の雇用継続要件はあるが、取得者に義務付けられるのは基本的に継続保有のみであり、会社の代表者となることはおろか役員であることさえも要求されず、25%以上関与している株主やプール合意に参加している株主は全て特別控除の適

用を受ける。

つまり、両国とも「分離型」の承継が認められており、かつ、対象者は1つの非上場会社について1名に限られず、どれほどの人数がいてもよい。

日本法は前述したように、納税猶予等特例を受ける者が自ら代表者とならなければならないため、「非分離型」の経営の承継しか認めておらず、かつ、適用を受ける者は1つの非上場会社において1名に限られる（措法70条の7②3号、70条の7の2②3号）。すると親族内に後継者候補がない場合に、株式は相続人等が所有し、会社内の親族外の者に経営を委ねるという状態では納税猶予等特例は適用されない。これは事業承継における実務上の配慮に大きく欠けるばかりか、経営の合理性をも否定する規定ともいってよい。さらには、親族間で協力し円滑に承継前まで経営をしてきても、適用を受ける者は1名に限られ、他の親族に対して納税猶予等特例を認めない扱いについては、それまでの貢献やその後の社会的な制約を全く無視することになり、課税の公平性を欠く規定であるともいえる。

結び：日本法に関する改正への示唆

そもそも日本法の規定は相続税もしくは贈与税がいったん計算され、その納税を猶予し、原則として取得者が死亡した場合に免除されるというものであり、当初からそれらが計算されないイギリス・ドイツとは全く異なる規定であるともいえる。また、本稿では触れていないが、イギリス・ドイツにおける相続及び贈与時の非上場株式の評価に関する考え方で、日本法のそれは大きく相違している。

以上に述べたようにイギリス及びドイツの非上場会社に対し、日本のそれは、事業承継という局面において、特に財政面で大きなハンディを負っているといえる。日本の経営者及びその一族は、両国に比してより計画的に事業承継時の資金負担について対応しなければならないが、それに加えて過半数以上の議決権の所有と、非分離型の承継が条件とされていることによって、事業承継に関する代替案が少なくなっている。これらのことは、単に資金や機関構成の問題だけではなく、それらの対応に精神的・時間的労力を費やし、本来経営に向けられるべきそれらを大きく削減しているといっても差し支えないであろう。

グローバル化がますます進み非上場会社においても国際競争力をさらに強化しなければならない状況において、このようなハンディは早急に解消する必要があると考える。特に、企業間の競争は相続税が存在しない国の企業とも同じ条件で行われるので、相続税及び贈与税がその足かせとなってはならず、最低でもドイツ並みの配慮が必要であり、特に議決権の所有割合と、所有と経営の非分離性を改めることについては早急な対応が期待される。

1) 2013/1/11付 日本経済新聞 朝刊

2) [宮脇 2008] 451 頁

3) [金子 2013] 536 頁

4) [神山, 2010] 33 頁

5) [Finney 2008] pp249

6) [山田, 2010] 71 頁

7) [中里 2010] 165 頁

8) [金子, 前掲書 536 頁

9) [Randall 2010] pp14.

10) http://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/mail_magazine/merumaga191114.htm

-
- 11) http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2012_8/france_01.htm
 - 12) [吉村 2011]234・247 頁, [山田, 前掲書]70 頁, [奥谷 2011]156 頁
 - 13) [OECD 2011]pp231
 - 14) [Wallington 2012]pp151-163,A4-1
 - 15) <http://www.hmrc.gov.uk/inheritancetax/intro/basics.htm>
 - 16) 人格代表者等は故人にかわって納税義務を負っている。 [高野 2004]109 頁
 - 17) 2009 年 4 月 5 日以降の扱いである。
 - 18) 財産が慈善的寄付に該当する場合には 36%となることもある。
<http://www.hmrc.gov.uk/inheritancetax/intro/basics.htm>
 - 19) <http://www.hmrc.gov.uk/inheritancetax/intro/basics.htm>
 - 20) この他には Quick Succession Relief (IHTA1984s141), Woodlands (IHTA1984s125), Gift to political parties (IHTA1984s24), Death on active service (IHTA1984s154) などがある。
 - 21) イギリスにおいては被相続人が配偶者と子に遺言で何らの保護を与えていない場合に限って、その家族の申出に基づいて遺産から一定額の年金を給する方策を採用している。
[埼玉弁護士会; 2005]9 頁
 - 22) [高野 前掲書]121 頁
 - 23) IHTM04067
 - 24) 年間贈与の額が £ 3,000 に満たなければ、その残額は翌年に繰り越すことができる。これは PET が適用された移転につき、移転者が 7 年以内に死亡した場合に IHT の課税対象となる場合にも適用される [Gunn 2012]pp586
 - 25) IHTA1984s131(1)(2), IHTM14621
 - 26) これは 3 年から 4 年までが 80%, 以降一年ごとに 20%ずつ下がり、6 年から 7 年までは 20%となる。
 - 27) IHTM14593
 - 28) IHTM14012
 - 29) 臨時的な、あるいは強制された市場ではなく、売買当事者間の合意で形成される価格である (IHTM09704)。
 - 30) IHTM09241, ただし当初から HMRC と打ち合わせをすることも奨励されている。
 - 31) [Lee 2010]pp847
 - 32) [Boadway, Emma, Carl 2008] pp18
 - 33) [北野 2008]49 頁
 - 34) <http://www.hmrc.gov.uk/manuals/svmanualnew/SV111030.htm>
 - 35) [Gunn 前掲書]pp122
 - 36) [Wallington 前掲書]G1-5
 - 37) これは 50%超の議決権を有している場合と考えられている [Lee 前掲書]pp856, [Harris 前掲書]pp129.
 - 38) USM, AIM, EU junior markets, NASDAQ Europe で取引されている銘柄も非上場扱いとなる (IHTM25192)。
 - 39) [Giudice, Peruta, Elias 2011]pp5 ではさまざまな定義が紹介されている。
 - 40) FINAL REPORT OF THE EXPERT GROUP OVERVIEW OF FAMILY-BUSINESS-RELEVANT ISSUES:RESEARCH, NETWORKS, POLICY MEASURES AND EXISTING STUDIES, EUROPEAN COMMISSION ENTERPRISE AND INDUSTRY DIRECTORATE-GENERAL Promotion of SMEs' competitiveness, November 2009
 - 41) [Harris 2011]pp5
 - 42) [Lee 前掲書]pp850

-
- 43) [Gunn 前掲書]pp123
- 44) 'wholly or mainly'について法的な指針はないが、HMRCの見解では、移転前の期間において事業・資産・収益・利益等について圧倒的な影響(50%以上, [Gunn 前掲書]pp124)を与えていることを考慮すべきであるとしている [Wallington 前掲書]G1-18.
- 45) マーケットメーカーとは、証券取引所の委員会の認可を受け、規則に従い証券や株式を自らの価格で売買する者である (IHTAs105 (7)).
- 46) [Lee 前掲書]pp858, [Harris 前掲書]pp230
- 47) [Gunn 前掲書]G1-30,31
- 48) 2006 Act 以前は、special resolutions は extraordinary resolutions の一つとされていたが、現在はこの2つになっている [Davis , Worthington 2012]pp462.
- 49) http://hansard.millbanksystems.com/commons/1990/jul/16/business-property-relief-100-per-cent#S6CV0176P0_19900716_HOC_444
- 50) http://hansard.millbanksystems.com/commons/1992/mar/10/inheritance-tax#S6CV0205P0_19920310_HOC_234
- 51) Barclays Bank Trust Co Ltd v IRC [1998] STC SCD 125Sp C22
- 52) [OECD 前掲書]pp171
- 53) [Hermann, ほか 2012]pp32, [吉村, 前掲書] 227 頁
- 54) [吉村, 前掲書]236 頁
- 55) Gesetz zur Reform des Erbschaftsteuer- und Bewertungsrechts (ErbStRG) unterzeichnet. Die Verkündung im BGBl erfolgte am 31. 12. 2008 (BGBl 2008 I S. 3018;
- 56) [Hermann, ほか 前掲書]pp36
- 57) Entwurfstand: 20.11.2007, VORBLATT Gesetzentwurf der Bundesregierung Entwurf eines Gesetzes zur Reform des Erbschaftsteuer- und Bewertungsrechts (ErbStRG)
- 58) I は配偶者及び生活パートナーと直系卑属 (相続の場合には直系尊属もある), II は I 以外の親族, III は親族外となっており, この他に財団, 社団等に対する区分がある.
- 59) 基礎控除はクラス I の配偶者及び生活パートナーが 500,000€ (さらに特別控除 256,000 €もあるが, 相続税が課税されない扶養給付を受給する場合には, § 14BewG によって計算された現在価値が特別控除額から減額される.), 子供・孫・継子が 400,000€ (子供が生存していて孫が取得する場合には 200,000€), 父母・祖父母が 100,000€であり, クラス II と III は 20,000€, 財団・社団等は 2,000€となっている (§ 16, 17 ErbStG).
- 60) 税率は, 課税クラス I では 7%~30%, II では 15%~43%, III では 30%~50%である (§ 19 ErbStG). ただし, 取得金額ごとに定められた税率に基づき計算した税額と, 1 ランク前の取得金額の上限を超えなければ計算されたであろう税額の差額は, 以下の金額を上限として徴収される.
- a) 税率が 30%までの場合には, 1 ランク前の上限額を超える額の半額
- b) 税率が 30%超の場合には, 1 ランク前の上限額を超える額の 3/4
- 61) [天野 2008]390 頁
- 62) これは, §7(1) ErbStG の表記であるが, これ以外にも 9 の類型が列挙されている.
- 63) [Hermann, ほか 前掲書]pp730
- 64) [Halaczinsky 2010]pp41
- 65) BVerfG-Beschluß vom 22.6.1995 (2 BvR 552/91) BStBl. 1995 II S. 671, [中島, 三木 1996]48 頁によれば, 「税負担は評価水準と税率構造によって決まるので, 評価不均衡だけでは直ちに平等原則に違反するものではないが, 税率が同一な場合には評価が平等にされていなければならない, という趣旨である」とされている.
- 66) BVerfG-Beschluss vom 7.11.2006 (1 BvL 10/02) BStBl. 2007 II S. 192, [吉村, 前掲

書]241頁

- 67) BewG, Erster Teil, Allgemeine Bewertungsvorschriften
- 68) ただし、個々の資産の性質において一般的な評価規則がそぐわない場合を想定して、この項の他に、株式会社株式、不動産、天然資源、国内事業用資産、共有資産、海外資産のそれぞれについて、BewGの他の規定も参照することとしている。
- 69) [Hermann,前掲書]pp467
- 70) BVerfG-Beschluß vom 22.6.1995 (2 BvR 552/91) BStBl. 1995 II S. 671 Gründe: C. I. 2. b): bb)
- 71) この訳については、[谷口 1996]173頁を参考にした。
- 72) [吉村, 前掲書]242頁
- 73) Deutscher Bundestag Drucksache 16/7918, 16. Wahlperiode 28. 01. 2008
- 74) [天野, 前掲書]360頁
- 75) Gleitender Abzugsbetragの訳として、[吉村,前掲書]254頁では「消失控除」、[山田 前掲書]106頁では「残額からの控除額」としている。
- 76) [Hermann, ほか 前掲書]pp632
- 77) [高橋 2012]226頁
- 78) [Hermann, ほか 前掲書]pp667
- 79) <http://www.sis-verlag.de/archiv/6118-erbst-beguenstigte-anteile-an-kapitalgesellschaften-stimmrechtslose-vorzugsaktien-poolregelung>
- 80) [水野 2011]630頁
- 81) [酒井 2011]90頁
- 82) [金子, 前掲書]552頁

引用文献

- Boadway Robin, Emma Chamberlain, Carl Emmerson.
” *Taxation of Wealth and Wealth Transfers.* ” www.ifs.org.uk/mirrleesreview, 2008.
- Davis L. Paul, Worthington Sarah.
GOWER AND DAVIS' PRINCIPLES OF MODERN COMPANY LAW NINTH EDITION. Thomson Reuters, 2012.
- Finney James Malcolm. *Wealth Management Principles, The UK Tax Principles.* WILEY, 2008.
- Giudice Del Manlio, Peruta Rosaria Della Maria, Elias G. Carayannis.
Knowledge and the Family Business. Springer, 2011.
- Gunn Malcolm. *Tolley's Inheritance Tax 2012-2013.* LexisNexis, 2012.
- Halaczinsky Raymond. *Die Erbschaft- und Schenkungsteuererklärung.* nwb, 2010.
- Harris Toby. *Business and Agricultural Property Relief 5th Edn.* Hampshire: Bloomsbury Professional, 2011.
- Hermann Ulrich Viskorf, WolfgangKnobel, Stephan Shuck, Eckhard Wälzholz.
Erbschaftsteuer-und Schenkungsteuergesetz, Bewertungsgesetz Kommentar. NWB, 2012.
- Lee Natalie. *Revenue Law - Principles and Practice 28th Edn.* Bloomsbury Professional, 2010.
- OECD. *REVENUE STATISTICS 1965-2010.* OECD, 2011.
- Randall J Holmgren. “21st Century Business Succession Planning Strategies.”
Family business Succession Planning. ASPATORE, 2010.
- WallingtonRichard. *Foster's Inheritance Tax.* LexisNexis, 2012.
- 奥谷健. “ドイツ相続税法の改正と事業承継税制.”『税法学 566号』, 2011: 155-178.
- 吉村典久. “ドイツにおける相続税の歴史－外国の遺産取得税（ドイツ）－.”

- 『日税研論集 61号』, 2011: 209-263.
- ・宮脇義男. “相続税の課税方式に関する一考察.” 『税大論叢 57号』, 2008: 437 - 526.
 - ・金子宏. 『法律学講座叢書 租税法 第18版』. 弘文堂, 2013.
 - ・高橋英治. 『ドイツ会社法概説』 有斐閣, 2012.
 - ・高野幸大. “イギリスにおける相続税・贈与税の現状.” 『日税研論集 56号』, 2004: 103-154.
 - ・埼玉弁護士会. 『新版 遺留分の法律と実務』. ぎょうせい, 2005.
 - ・山田ちづ子. “ドイツ相続・贈与税制の新展開
～住宅・不動産をめぐる新たな課税スキーム～.”
『相続・贈与税制再編の新たな潮流』 67-111. (財)日本住宅総合センター, 2010.
 - ・酒井克彦. 『フォローアップ 租税法 租税研究の道しるべ』 財経詳報社, 2010.
 - ・酒井克彦. 『スタートアップ 租税法 第2版.』 財経詳報社, 2011.
 - ・渋谷雅弘. “ドイツにおける相続税・贈与税の現状.” 日税研論集 56号, 2004: 155-185.
 - ・公益財団法人 全国法人会総連合
「わが国と主要国における事業承継税制の制度比較検討調査に係る報告書」, 2012.
 - ・神山弘行. “アメリカにおける遺産税・贈与税改革の変遷と課題.”
『相続・贈与税制再編の新たな潮流』,
海外住宅・不動産税制研究会, 31-66. (財)日本住宅総合センター, 2010.
 - ・谷口勢津夫. “財産評価の不平等に関するドイツ連邦憲法裁判所の2つの意見決定”
『税法学 35』, 1996: 153-174.
 - ・富岡幸雄. 『事業推進型承継税制への転換』 ぎょうせい, 2001.
 - ・中島茂樹, 三木義一.
“所有権の保証と課税権の限界 ドイツ連邦裁判所の財産税・相続税意見決定”
『法律時報 68巻9号』, 1996: 47-55.
 - ・中里実. “フランスにおける相続税と贈与税”
『相続・贈与税制再編の新たな潮流』, 113-206. (財)日本住宅総合センター, 2010.
 - ・天野史子. “ドイツ相続贈与税法と資産取得課税について.”
『立命館法学 320号』, 2008: 318-421.
 - ・渡瀬義男. “租税優遇措置—米国におけるその実態と税制を中心として—.”
『レファレンス No695』, 2008: 7-27.
 - ・北野弘久.
“税制の基本原則 - 私たちは無条件的に無原則的に納税の義務を負うのではない—”
『日本税制の総点検』 北野弘久, 谷山治雄, 47-69. 勁草書房, 2008.
 - ・水野忠恒. 『租税法 第5版』 有斐閣 2011.

論文受領日：2013年 7月 6日
論文受理日：2013年 9月 6日